流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与するため、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会が認める事業に対し、流山市補助金等交付規則（昭和４２年流山市規則第１４号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会とは、流山市立小中学校の各校長で組織された団体で、各小中学校において独自の発想による特色ある教育活動を行うことを目的に次に掲げる事業を行うものとする。

（１）体験活動事業

（２）地域交流事業

（３）部活動充実事業

（４）その他特色ある教育活動のために必要と認める事業

（補助の対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会とする。

（補助金の対象経費）

第４条　補助対象経費は、第２条に規定する教育活動に要する経費とする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第３条の規定により補助金交付の申請をしようとする者は、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　規則第６条の規定による通知は、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第２号

様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第７条　規則第１６条第２項の規定による補助金概算請求書は、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金概算請求書（別記第３号様式）とし、決定通知書の写しを添付しなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第１２条に規定する実績報告は、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金実績報告書（別記第４号様式）によるものとし、次の書類を添付する。

（１）実績報告書

（２）収支決算書

（３）その他、市長が必要と認める書類

（確定通知）

第９条　規則第１４条の規定による通知は、流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金確定通知書（別記第５号様式）により行うものとする。

附　則

この要綱は、平成２７年４月　１日から施行する。

この要綱は、令和　４年１月１１日から施行する。